

# 新規就農施策の全体像

「農業」の発見



就農検討



就農準備



就農開始



経営発展



## 農業の魅力発信支援事業

職業としての農業の魅力発信の取組を支援

## 農業人材確保推進事業

新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催等を支援

### 独立自営就農者への支援

資金面の支援

#### 就農準備資金

研修期間中、**年間最大165万円**を交付（最長2年間）

#### 経営開始資金

新たに経営を開始する者に対して**年間最大165万円**を交付（最長3年間）

機械導入等の支援

#### 経営発展支援事業

新規就農者(49歳以下)の機械・施設の導入等を都道府県と連携して支援

- ・国費上限：最大600万円
- ・補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国1/2、都道府県1/4）

#### 新規就農者チャレンジ事業

農業構造転換集中対策として、新規就農者(64歳以下)に機械・施設の導入等を支援

- ・国費上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- ・補助率：3/10

#### 青年等就農資金

無利子資金により、機械・施設等の取得、営農資金を支援



### 雇用就農の促進

(農業法人等への支援)

#### 雇用就農資金

- ・正規雇用に向けた**トライアル雇用就農**の実施のための**マッチング経費等**を支援
- ・就農希望者を新たに**正規雇用**する農業法人等に対して、**年間最大60万円**を交付（最長4年間）

#### 雇用体制強化事業

- ・就労条件改善による**従業員の働きやすさ**を高める取組を支援
- ・他産地・他産業との連携等による**労働力確保**の取組を推進

### 受入体制支援

農地の受け手確保に向けた**新規就農者誘致環境整備事業**

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に**新規就農者を誘致**するための

- ・体制整備
  - ・研修農場の整備
  - ・就農前後の方に対する**トータルサポート活動**
  - ・農地の整備等
- を一体的に支援

#### スマート農業研修教育環境整備事業

農業構造転換集中対策として、**スマート農業技術を実践的に学べる研修農場の整備、農業大学校等の農業教育機関におけるスマート農業機械の導入やICT環境の整備、現役農業者向けのスマート農業のリ・スキリング等**を支援

### 教育支援

農業教育高度化事業等

農業大学校や農業高校等における農業教育の高度化・充実に必要な

- ・カリキュラム強化
  - ・研修用機械・設備の導入
  - ・施設の整備
  - ・現場実習や出前授業
  - ・就農コーディネーターの設置
- 等を支援

# 認定新規就農者制度

- 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

## 1. 対象者（青年等就農計画の申請者）

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

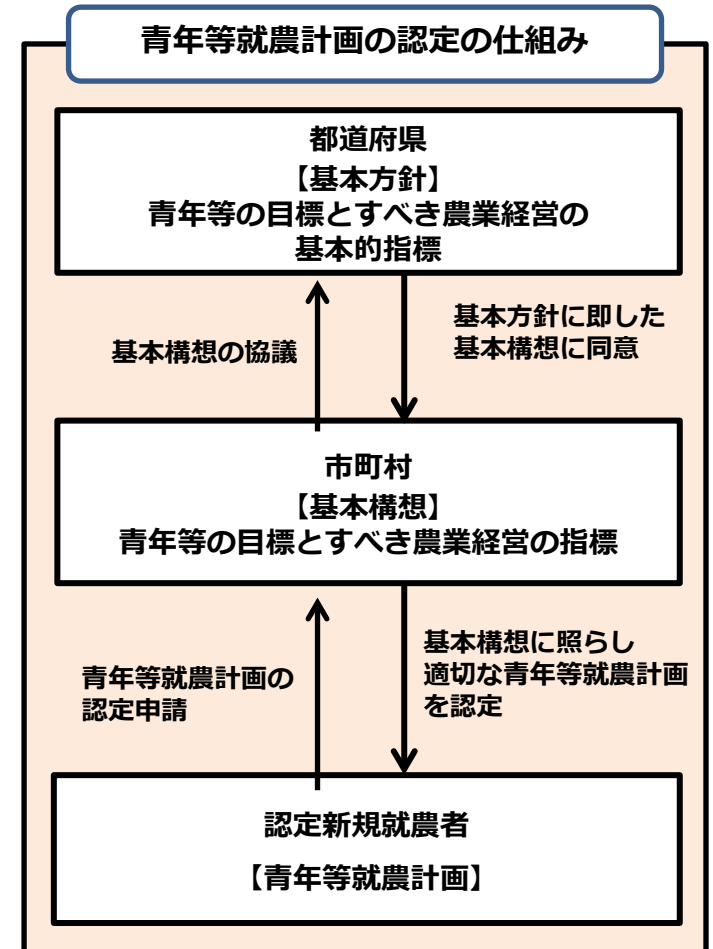
## 2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

## 3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）



# 新規就農者育成総合対策

令和8年度予算額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）  
〔令和7年度補正予算額 5,416百万円〕

（関連事業 2,920百万円の内数〔令和7年度補正予算額 12,856百万円の内数〕）

## <対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設の導入等を地方と連携して支援**するとともに、**就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付**、地域における**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**、**就農相談会の開催等**の取組を支援します。

## <政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

## <事業の全体像>



### 1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設の導入等を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

### 2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

### 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域計画の策定により明らかになった**受け手のいない農地に新規就農者を誘致**するための**体制づくり**、**誘致の実践**、**就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

### 【令和7年度補正予算】新規就農者確保緊急円滑化対策

新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援するとともに、就農前後の資金の交付、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備及び農業の魅力発信の取組による人材の呼び込みを支援します。

**（関連事業）地域農業構造転換支援対策**

- ① 認定新規就農者(65歳未満)に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。（新規就農者チャレンジ事業）
- ② 担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援します。（スマート農業研修教育環境整備事業）

### 1. 経営発展への支援

**経営発展支援事業**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）  
対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）  
支援額：国費上限500万円（2①の交付対象者は上限250万円）  
補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）  
特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定  
〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）〕

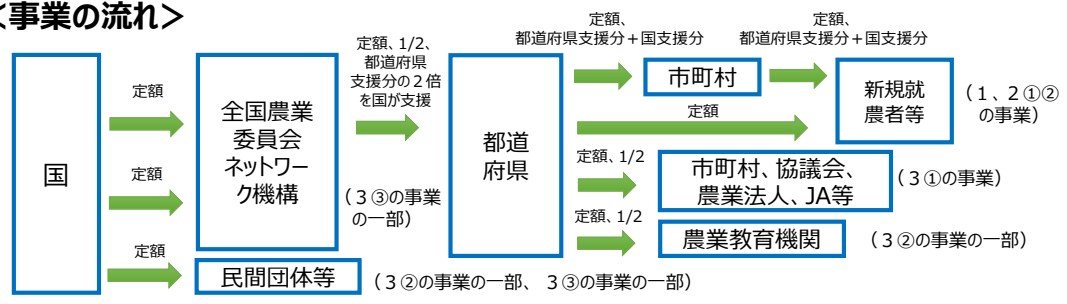
### 2. 資金面の支援

- ① **経営開始資金**  
対象者：認定新規就農者(就農時49歳以下)  
支援額：13.75万円/月(165万円/年)×最長3年間  
補助率：国10/10
- ② **就農準備資金**  
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)  
支援額：13.75万円/月(165万円/年)×最長2年間  
補助率：国10/10

### 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① **農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業**
  - ・ 新規就農者の誘致体制の整備
  - ・ 効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動
  - ・ 研修農場の整備
  - ・ 実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備
- ② **農業教育高度化事業**
  - ・ 農業大学校・農業高校等における取組
  - ・ 農業機械・設備等の導入、教育カリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
  - ・ 国際的な人材育成に向けた海外研修等
- ③ **農業人材確保推進事業**
  - ・ 就農相談会の開催等

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

# 新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

令和8年度予算額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 5,416百万円の内数〕

## <対策のポイント>

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設の導入等を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

## <事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

## <事業の内容>

就農後の経営発展のために、都道府県が新規就農者の初期投資の取組に対して支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

※取組計画に応じた事業採択方式

### <通常枠>

対象者：49歳以下の認定新規就農者

支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

支援額：国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）

補助率：国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

### <特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

対象者：49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容：① 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

② 機械・施設等の導入

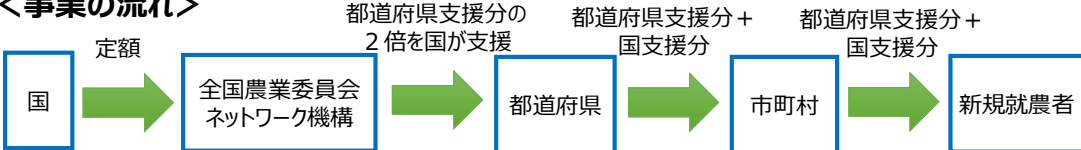
支援額：国費上限600万円（①と②の合計）

補助率：① 国の補助上限1/3

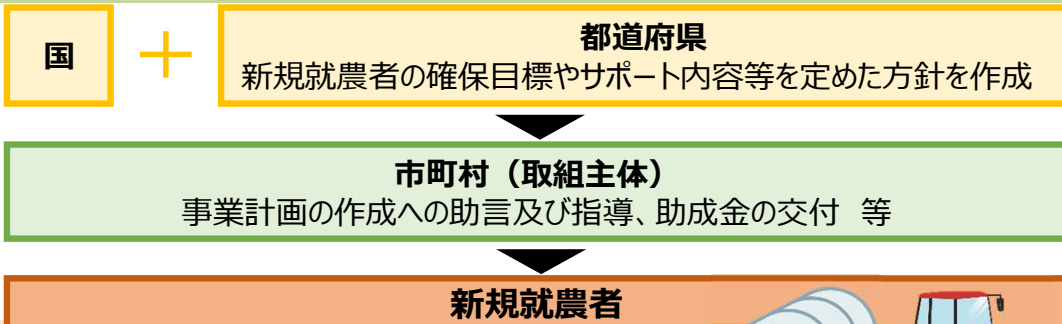
② 国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



## 主な交付要件：

### <通常枠>

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和7年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること  
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること

### <特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

- 1 将来像が明確化された地域計画\*若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること  
※ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域
- 2 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること
- 3 青色申告を行うこと
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること
- 5 経営開始資金との併用は不可

〔お問い合わせ先〕 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

### <対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

### <事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

## <事業の内容>

### 就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

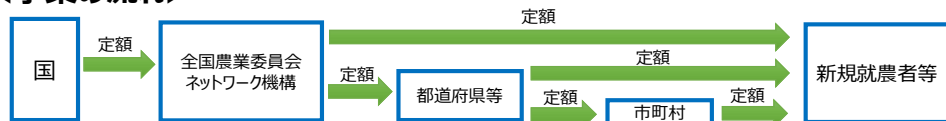
- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

#### <主な交付要件>

- 独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
  - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
  - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）  
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
  - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
  - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

### <事業の流れ>



### 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

#### <主な交付要件>

- 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること
- 目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが**確実と見込まれること**、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
  - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
  - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年毎等）は交付主体による選択制  
注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

# 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

令和8年度予算額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数

## <対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、**地域の関係機関による誘致体制の整備**や、技術習得のための**研修農場の整備**、**就農前後の方に対するトータルサポート活動**、**就農に適した農地の整備等**を一体的に支援します。

## <事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに上げ

### <事業の内容>

#### 1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

〔研修農場の整備又は農地整備等関連事業と併せて実施する場合：定額、上限300万円/地区〕  
〔上記以外の場合：定額、上限200万円/地区〕

#### 2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う**研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援**します。（1/2以内）

#### （農地整備等関連事業）

##### ・遊休農地解消対策事業

目標地図において**受け手が位置付けられていない遊休農地**について、**農地バンク等による簡易な整備**を支援

##### ・基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**きめ細かな耕作条件の改善への支援**等

#### 3.（関連事業）【令和7年度補正予算】

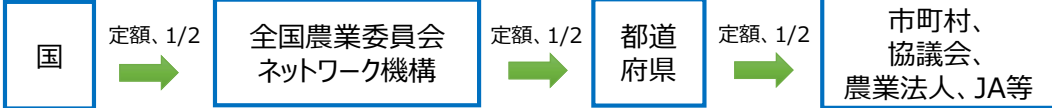
##### 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業

○スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備やそのための体制整備を支援

【補助率：体制整備 定額（上限300万円/地区）、研修農場の整備1/2以内】

○就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援  
【補助率：定額（補助上限7,000万円/地区）】

## <事業の流れ>



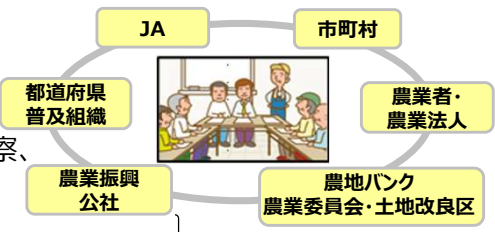
### <事業イメージ>

#### 新規就農者の誘致体制の整備

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備等

※「新規就農者参入促進計画」を作成  
・地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載



#### （誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催等



#### （就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

- ・短期農業研修の実施
- ・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導等を実施



#### 研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備



#### 令和7年度補正予算

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。



いずれも実施する場合は優先的に採択

#### 研修農場の用に供する農地又は就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

# 新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業

令和8年度予算額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 5,416百万円の内数〕

### <対策のポイント>

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等における教育カリキュラムの強化やそれに必要となる農業機械・設備の導入、先進農業者の下での現場実習の実施、就農コーディネーターの設置等を支援します。

### <事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

### <事業の内容>

#### 1. 全国事業

民間団体による国際的な農業人材育成のための取組（定額）を支援します。

#### 2. 都道府県事業

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等で行う農業教育の高度化・充実、農業法人とのマッチングや関係機関との連携による就農対策を支援します。

#### <取組例>

- ①教育カリキュラムの強化（定額）
  - ②研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）(1/2以内)
  - ③就農コーディネーターの設置や現場実習や出前授業等の実施（定額）
- ※国費上限：2,000万円/道、1,500万円/都府県

#### 3. 【令和7年度補正予算】

##### （1）新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

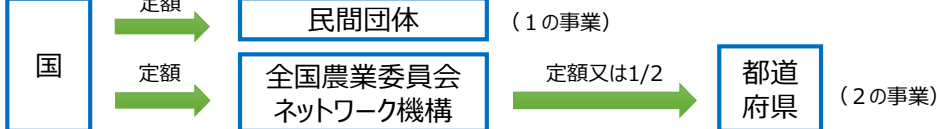
- ①教育高度化に必要な農業用機械・設備の導入を支援 【補助率：1/2以内】
- ②技術習得等に必要となる研修施設等の整備を支援 【補助率：1/2以内】
- ③有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組を支援 【補助率：定額（補助上限1,500万円／都道府県）】

#### （関連事業）

##### （2）地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業

- ①農業大学校・農業高校等におけるスマート農業機械・設備等の導入、無線LAN等のICT環境の整備を支援 【補助率：1/2以内】
- ②スマート農業のカリキュラム強化等を支援 ※①を実施する場合に限る。【補助率：定額】
- ③営農類型に即した体系的なスマート農業技術のリ・スキリングモデルの創出を支援 【補助率：定額（補助上限1,500万円／都道府県）】

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 全国段階

世界を相手に活躍できる人材等を育成できるよう、海外農業研修を実施



#### 都道府県段階

#### 農業大学校、農業高校における教育の高度化・充実

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画を作成

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

- 〇〇県農業教育高度化プラン
- 1.地域の課題
  - 2.農業教育の目的
  - 3.目標
  - 4.農業教育機関の役割分担
  - 5.農業教育の高度化に必要な取組
    - ・スマート農業のカリキュラム強化
    - ・研修用機械・設備の導入、施設整備
    - ・先進農業者による出前授業 等



#### グリーン教育の推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援

- （取組例）
- ・有機実習ほ場の設置
  - ・研修用機械・設備の導入
  - ・指導者の確保・育成
  - ・教育コンテンツの作成
  - ・有機JAS講習会の受講 等



#### 現役農業者のリ・スキリング

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費を支援。

【例】耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

<対策のポイント>

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信**、**就農相談会の開催**等の取組を支援します。また、農業に関心のある層に向けた職業としての農業の魅力を伝え就農意欲を喚起する取組を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約したポータルサイト「農業をはじめの.JP」による**就農希望者への情報発信**を支援します。  
また、**全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

2. 就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

【令和7年度補正予算】

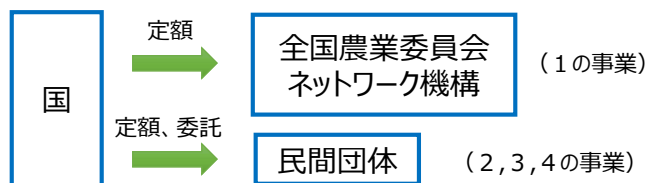
3. 新規就農者実態調査

就農後順調な経営発展を実現している経営体に共通する成功要素を抽出し、育成すべき新規就農者像を明らかにするための調査を実施。

4. 職業としての農業の魅力発信支援

大学農学部<sup>等</sup>の学生等の農業関心層に対する**職業としての農業の魅力発信**、**他産業との連携に向けたプラットフォーム形成**の取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規就農相談・情報発信

- ・全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信
- ・全国データベースの管理・運営



就農相談会実施

- ・東京・大阪での就農相談会（新・農業人フェア）の開催



新規就農者実態調査

- ・対象の経営体に共通する成功要素（スキル、資金、技術、装備、就農前の教育状況 等）を調査
- ・有識者による検討を経て調査報告を取りまとめ、育成すべき新規就農者像を明確化



職業としての農業の魅力発信

- ・農業の魅力を伝える講義、ロールモデル農業者による情報発信等を支援
- ・スポーツ界など他産業との連携に向け、官民横断でプラットフォームを形成し、新たなロールモデル農業者を発掘・輩出



# 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者の育成

令和8年度予算額 2,920百万円の内数 (前年度 -)  
〔令和7年度補正予算額 12,856百万円の内数〕

## <対策のポイント>

地域農業の構造転換に向けて、**新規就農者が早期に経営発展**することにより、**受け手のいない農地の引き受け手**となることで、**地域内で持続的な営農を可能にする必要**があります。このため、**機械・施設の導入**等に加え、**スマート農業技術の研修教育の強化**、**就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出**を集中的に支援します。

## <事業目標> [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割
- スマート農業技術を活用した面積の割合 50%

## <事業の内容>

### 新規就農者チャレンジ事業

**認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援**します。

- 対象者：独立・自営就農時64歳以下の認定新規就農者（経営開始5年目まで対象）
- 支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植が対象）、改良及び機械のリース導入
- 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）



農薬散布用ドローン



自動操舵トラクター

※令和8年度予算及び令和7年度補正予算

### スマート農業研修教育環境整備事業

**担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化**に加え、**就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出**を集中的に支援します。

- 農業大学校等における**スマート農業機械・設備等の導入**等



GPSアシスト機能付き田植え機



自走式草刈機

- スマート農業技術を導入した**研修農場の整備**等



- 高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する**研修カリキュラムの開発・実施、スマート農業機械の導入等のモデル創出**

※令和7年度補正予算

# 青年等就農資金

令和8年度予算額 868百万円（前年度 580百万円）

## <対策のポイント>

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

## <事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

## <事業の内容>

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

(1) 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から

青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員を過半数を占める法人。

農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。

(2) 資金用途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）

※農地等の取得は除く

(3) 貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)

(4) 貸付利率：法定無利子

(5) 償還期限：17年以内(据置期間5年以内)

(6) 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

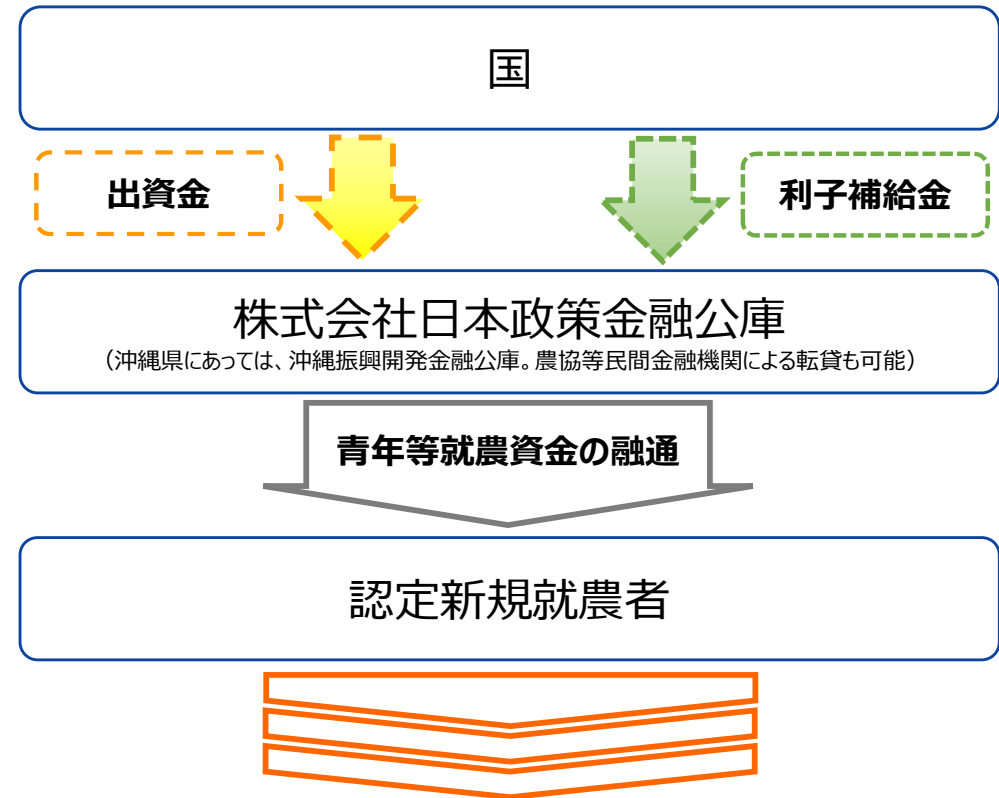
(7) 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫

(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)

(8) 融資枠：180(180)億円

(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2.2(2.2)億円)

## <事業イメージ>



## 新規就農者の就農・定着を促進

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

## [予算事業]

1. 青年等就農資金利子補給金 804(516)百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 64(64)百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

# 新規就農者確保緊急円滑化対策

令和7年度補正予算額 5,416百万円

(関連事業：地域農業構造転換支援対策 12,856百万円の内数)

## <対策のポイント>

将来の担い手の円滑な確保を図るため、親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援するとともに、就農前後の資金の交付、農業大学・農業高校等の教育環境の整備及び農業の魅力発信の取組による人材の呼び込みの支援を行います。

## <事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ【2030年まで】

## <事業の内容>

### 1. 経営継承・発展の支援

#### ① 世代交代円滑化タイプ

親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、ア 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、イ 機械・施設等の導入を一体的に支援します。

#### ② 初期投資促進タイプ

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

**(関連事業) 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業**  
認定新規就農者(65歳未満)に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。【補助率：3/10(補助上限 個人1,500万円)】

### 2. 資金面の支援

就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

### 3. 農業大学・農業高校等の農業教育環境の整備に対する支援

- ①教育高度化に必要な農業用機械・設備の導入を支援します。【補助率：1/2以内】
- ②技術習得等に必要となる研修施設等の整備を支援します。【補助率：1/2以内】
- ③有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組を支援します。【補助率：定額(補助上限1,500万円/都道府県)】

**(関連事業)**  
**地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業**  
次の取組を支援します。  
①農業大学・農業高校等におけるスマート農業機械・設備等の導入  
②営農類型に即した体系的なスマート農業技術のリ・スキリングモデルの創出  
【補助率：①1/2以内、定額、②定額(補助上限 1,500万円/県)】

### 4. 農業への人材呼び込みに向けた支援

大学農学部の子学生等の農業関心層に対する職業としての農業の魅力発信の取組等の支援及び就農後の経営の成功要素等の調査を実施します。

## <事業イメージ>

**①世代交代円滑化タイプ**

就農時49歳以下の新規就農者に対して、  
(ア) 離農予定者等の経営資源の有効利用や経営移譲に向けた取組  
(イ) 機械・施設等の導入を一体的に支援

【補助率】(ア) 国:1/3、都道府県:1/6 (イ) 国:1/2、都道府県:1/4  
【補助上限】国:600万円、都道府県:300万円(アとイの合計)  
※都道府県支援分の2倍を国が支援

機械・施設等の修繕・移設・撤去 法人化、外部専門家の活用 機械・施設等の導入

**②初期投資促進タイプ**

就農時49歳以下の新規就農者に対して、機械・施設等の導入を支援

【補助率】  
国:1/2、都道府県:1/4  
【補助上限】  
国:250万円、都道府県:125万円  
※都道府県支援分の2倍を国が支援  
※経営開始資金と供給可能

**資金の確保**

就農時49歳以下の研修期間中の就農希望者や新規就農者に対して最大150万円/年を交付

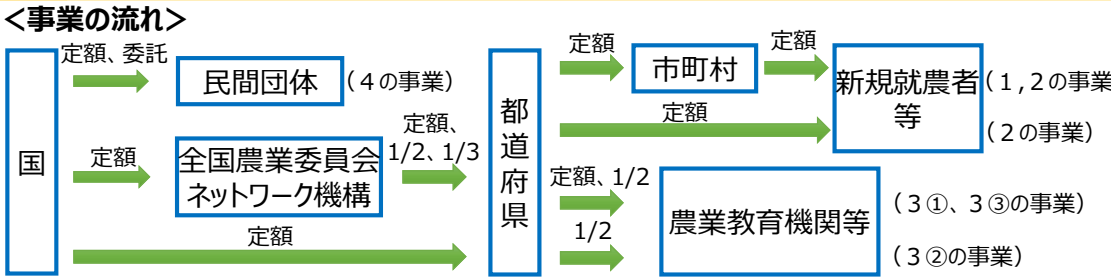
**農業教育環境の整備**

**①研修用の機械・設備の導入**

**②研修施設の整備**

**人材の呼び込み**

大学農学部の子学生等の農業関心層に対し農業の魅力を伝える講義、ロールモデル農業者による情報発信等を支援  
就農後の経営の成功要素等の調査を実施



## <対策のポイント>

①将来の担い手の円滑な確保を図るため、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備を支援します。また、②地域農業の構造転換に向け、担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を集中的に支援します。

## <事業目標>

①農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ ②スマート農業技術を活用した面積の割合 50% (2030年)

## <事業の内容>

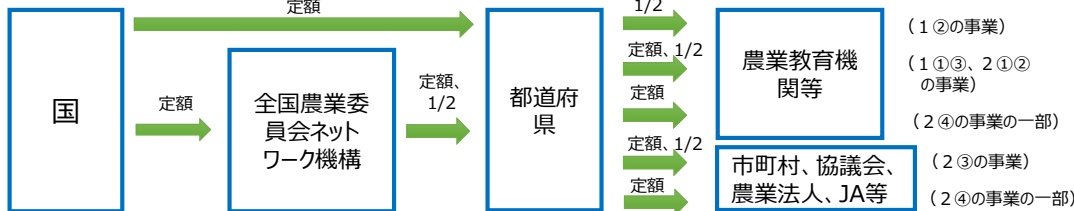
### 1. 農業大学校・農業高校等の農業教育環境の整備に対する支援

- ① 教育高度化に必要な農業用機械・設備の導入を支援します。
- ② 技術習得等に必要となる研修施設等の整備を支援します。  
【①・② 補助率：1/2以内】
- ③ 有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組を支援します。  
【補助率：定額（補助上限1,500万円/県）】

### 2. スマート農業研修教育環境整備事業（地域農業構造転換支援対策）

- ① 農業大学校・農業高校等におけるスマート農業教育環境整備を支援します。
  - ・農業用機械・設備等の導入、無線LAN等のICT環境の整備【補助率：1/2以内】
  - ・スマート農業のカリキュラム強化等 ※上記を実施する場合に限る。【補助率：定額】
- ② 営農類型に即した体系的なスマート農業技術のリ・スキリングモデルの創出を支援します。【補助率：定額（上限 1,500万円/県）】
- ③ スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援します。
  - ア) 誘致体制の整備 ※イを実施する場合に限る。  
【補助率：定額（上限 300万円/地区）】
  - イ) 研修農場の整備（スマート農業機械・設備等の導入）【補助率：1/2以内】
- ④ 就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルを創出するため、研修農場等が行う、スマート農業に関する技術や高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修カリキュラムの開発・実施、スマート農業機械等の導入等をモデル的に支援します。  
【補助率：定額（上限 7,000万円/地区）】

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

#### 1 農業教育環境の整備

① 農業機械・設備の導入

#### ② 研修施設の整備

#### ③ グリーン教育の推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援（取組例）

- ・有機実習ほ場の設置
- ・研修用機械・設備の導入
- ・指導者の確保・育成
- ・教育コンテンツの作成
- ・有機JAS講習会の受講 等

#### 2 スマート農業研修教育環境整備事業

#### ① 農業大学校・農業高校の教育環境整備

農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、スマート農業機械・設備等の導入、無線LAN等のICT環境の整備、スマート農業のカリキュラム強化等を支援。

#### ② 現役農業者のリ・スキリング

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費を支援。

【例】耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修

#### ③ 研修農場の整備

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。

新規就農者の誘致・支援体制

#### ④ 雇用による経営発展モデルの創出

雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルを創出するため、高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修実施を支援。

スマート農業機械等の導入 → 農業大学校、研修農場等 → 研修実施 → 産業界連携 → 受手不在農地解消 → 売上増大・雇用拡大 → 新規就農

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)